

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

(傍線部分は政府原案による改正部分、二重傍線部分は修正による新たな改正部分)

裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)

改正案

現行

<p>第六十七条の二 (修習資金の貸与等) (略)</p> <p>(略)</p> <p>最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四号)第二十六条の規定は、適用しない。</p> <p>・ (略)</p> <p>附則</p> <p>(略)</p>	<p>第六十七条の二 (修習資金の貸与等) (同上)</p> <p>(同上)</p> <p>最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第一百四号)第二十六条の規定は、適用しない。</p> <p>・ (同上)</p> <p>附則</p> <p>(同上)</p> <p>(新設)</p>
<p>第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年法律第三十九号)(附則第一条の規定による法曹の養成に関する制度)についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。</p>	

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、<u>学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、<u>必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p>